



## マイナンバーカードの健康保険証利用についてのお知らせ

### (医療情報・システム基盤整備体制充実加算)

当院では、2022年7月12日よりオンライン資格確認システムを導入しております。

※患者さんはマイナンバーカードを利用して保険証の資格確認(マイナ受付)を行うことができます。

対象は健康保険証のみとなります。

※福祉医療や公費負担医療については、マイナ受付の対象外となりますので従来通り窓口にて医療証のご提示をお願い致します。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

### ◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算◆

【初診時】

加算1 6点

加算2 2点

【再診時】 月1回

加算3 2点

事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用する手続きについての詳細は [こちら](https://myrna.go.jp/html/hokenshou_top.html)

[https://myrna.go.jp/html/hokenshou\\_top.html](https://myrna.go.jp/html/hokenshou_top.html)

**マイナ受付**  
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT ① 支払い額が軽減に!  
従来の健康保険でも、医療情報の連携を促せば、今まで以上に医療の質が向上。より適切な医療が受けられるようにします。①マイナ受付
- POINT ② 手続きを1回以上済ませれば、手続きが不要に!  
健康保険証を申請しなくても、医療機関や薬局に保険証を提示するだけで利用できます。

このステッカーが目印!

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)